

公益財団法人川越市施設管理公社一般競争入札公告

公益財団法人川越市施設管理公社公告

公益財団法人川越市施設管理公社会計規程第 55 条に基づき、次のとおり一般競争入札を公告する。

令和 2 年 10 月 7 日

理事長 庭 山 芳 樹

1 入札対象案件

(1) 委託名

文化施設建築物等の定期点検業務委託

(2) 委託場所

川越市郭町 1 丁目 18 番地 1 ほか 4 箇所

(3) 委託の大要

建築基準法第 12 条に基づき、建築物等の定期点検及び報告書作成業務を委託するもの

(4) 委託期間

令和 2 年 12 月 28 日まで

(5) 担当部署

公益財団法人川越市施設管理公社事務局（旧川越市市民会館内）

2 入札日時及び場所

(1) 日時

令和 2 年 10 月 28 日（水） 午前 10 時 30 分

(2) 場所

川越市やまぶき会館 第 1 リハーサル室

3 支払条件

完了払いとする。

4 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 本入札の公告日から入札日までの期間において引き続き、川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 6 年告示第 351 号）に基づく平成 31・32 年度川越市競争入札参加資格者名簿（建設工事、設計・調査・測量）（以下「資格者名簿」という。）の業種名「建築」に登載され、その格付けが A 級であること。
- (2) 川越市内に本店を有し、その本店で資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 川越市契約規則（昭和 49 年規則第 21 号）第 2 条の規定に該当している者であること。
- (5) 川越市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置等を受

けていない者であること。

- (6) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置等を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (9) 本入札に参加する他の入札参加（希望）者との間に、次に示す関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、(ア) については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 67 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ 組合関係

次に該当する 2 者の場合

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）と当該組合の組合員の関係にある場合

エ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア、イ及びウと同視し得る特定関係があると認められる場合

5 契約条項等

この公告に定めるもののほか、本入札及び契約に関する手続については、地方自治法施行令、川越市契約規則（昭和 49 年規則第 21 号）、川越市競争入札等参加者心得等の定めに従うところとする。法令等については、公益財団法人川越市施設管理公社事務局（旧川越市市民会館内）又は川越市ホームページ等で閲覧することができる。

6 開札

即時開札

7 最低制限価格

最低制限価格を設ける。

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

免除

10 委託完成保証人

理事長が必要と認めた場合は、受託者と同等の資力、能力、信用のある一業者

11 一括再委託

禁止

12 仕様書

仕様書は、入札参加申込みを行った者に対し、次のとおり閲覧又は配布を行う。

(1) 閲覧及び配布場所

川越市郭町1丁目18番地7

公益財団法人川越市施設管理公社事務局（旧川越市市民会館内）

(2) 閲覧及び配布期間

令和2年10月7日（水）から令和2年10月21日（水）まで（火曜日を除く。）

(3) 受付時間

午前8時30分から午後3時00分まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 貸出しの場合の返却方法

貸し出した仕様書は、入札日に回収するので持参により返却すること。

13 入札参加申込

4の入札参加資格を満たす者で入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書（公益財団法人川越市施設管理公社指定様式）

イ 直近1年間の法人市民税の納税証明書又はその代わりとなるもの（写し可）

ウ 資本関係・人的関係調書（公益財団法人川越市施設管理公社指定様式）

(2) 提出先

川越市郭町1丁目18番地7

公益財団法人川越市施設管理公社事務局（旧川越市市民会館内）

(3) 提出方法

持参

(4) 受付日

令和2年10月7日（水）から令和2年10月21日（水）まで（火曜日を除く。）

(5) 受付時間

午前8時30分から午後3時00分まで（正午から午後1時までを除く。）

14 その他の事項

(1) 入札回数は、同一の入札につき3回を限度とする。

- (2) 川越市契約規則第 12 条に該当する入札は、無効とする。
- (3) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税業者及び免税業者を問わず見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
- (4) 入札書は、公益財団法人川越市施設管理公社指定様式を使用すること。(入札時の封筒は不要)
- (5) 入札参加者の代理人は、入札時に代理人の印鑑を持参するとともに、委任状を提出のこと。
- (6) 入札に際して、談合等公正な入札の執行を妨げる行為に関する情報が寄せられた場合は、川越市談合情報対応要領に準ずる所定の手続等を入札参加資格として付加することがあること。

15 特記事項

詳細は仕様書によるものとする。

16 異議の申立て

入札に参加した者は、入札後は地方自治法施行令、川越市契約規則、川越市競争入札等参加者心得、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

17 準用

公益財団法人川越市施設管理公社会計規程第 64 条の規定により契約に関する事務については、川越市の契約に関する手続きに準ずる。

18 問い合わせ先

(1) 公告の内容

公益財団法人川越市施設管理公社事務局（旧川越市市民会館内）

(2) 委託の内容

公益財団法人川越市施設管理公社事務局（旧川越市市民会館内）